

介護給付費通知の廃止について

毎年12月に、介護保険サービスを利用された方へ、介護保険サービスの利用状況をお知らせするために「介護給付費通知」を発送しておりましたが、令和7年度より「介護給付費通知」の発送を廃止します。

利用した介護サービスの内容については、各介護サービス事業所で発行する請求書等でご確認ください。

※「介護給付費通知」は確定申告等の医療費控除の証明書として使用することはできません。各介護サービス事業所が発行する領収書を使用してください。

問い合わせ先：福祉課 ☎66-2406

12月20日(土)より
通話録音及び開庁時間外の
自動応答メッセージ再生を
開始いたします。

役場へお電話の際、住民サービスの品質向上、
並びにお問い合わせ内容の確認を行うため、
通話内容を録音させていただきます。

また、開庁時間外の自動応答メッセージ再生
についても、併せて開始させていただきます。

令和7年12月1日 坂祝町

介護保険料の納付済額のお知らせについて

毎年1月に、前年中(1月1日～12月31日)に納付された介護保険料額を記載した「介護保険料納付済額のお知らせ」を発送していましたが、特別徴収(年金天引き)で納付された方については、日本年金機構等から送付される源泉徴収と重複するため、令和7年分からは、普通徴収(納付書や口座振替)で納付した方(前年1年間に、1期でも普通徴収での納付があった方含む)のみの発送とします。

特別徴収(年金天引き)で納付された方は、年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票にて納付済みの金額をご確認ください。

問い合わせ先：福祉課 ☎66-2406

マイナンバーカード・電子証明書更新に関する広報媒体等への掲載について

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用した国税に関する申告、申請・届出等のe-Tax手続やコンビニでの住民票等交付サービスの利用、マイナ保険証としての利用などができません。確定申告期などは、市区町村窓口の混雑が予想されますので、有効期限通知書が届いた方(※)は、余裕をもってお早めに更新手続をお願いします。

なお、更新手続の際には、有効期限通知書とマイナンバーカードが必要です。

(※)有効期限通知書が届いていない方も有効期限の3ヶ月前から更新が可能です。有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



デジタル庁公式 note

下水道事業計画の変更を行うために次のとおり変更案を縦覧します。

関係住民、利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

名 称：坂祝町流域関連公共下水道

縦覧場所：坂祝町役場水道環境課(役場2階)

変更内容：区域の拡大(約52ヘクタール)

縦覧期間：令和8年1月8日(木)から令和8年1月22日(木)

※土・日曜日、祝日を除く

問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407

寛(株)かねかん商事
警備保障事業部

岐阜県加茂郡坂祝町酒倉608番地1

TEL:0574-49-6226

警備員募集中!



広告